

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

166 02/7/1

¥100

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)から

アセアン地域フォーラム

ARF への手紙

7月31日にブルネイのバンダル・スリ・ブガワンにおいて第9回のアセアン地域フォーラム(ARF)が開催される。アメリカの「テロとの戦争」に、イスラム諸国を含むアセアン(ASEAN)は大きく影響され、軍事的緊張が各地で高まっている。その意味で、今年のARFは非軍事的・安全保障地域機構として、その真価が問われている。PCDSはNGOの立場から、ARFの動向を注視してきたが、今年もARF参加国外相に要

請の手紙を出した。

PCDSはARFの弱体化の原因の一つは、市民社会の参加が弱いからであると考えている。ARFの現状を知るうえで参考になるので、その大部分を訳出、掲載した。

ARFの構成は、1ページ右下に図示した通りであり、朝鮮民主主義人民共和国を含め、地域のほとんどの国が参加している。独立を果たした東チモールの参加が、今後の課題となる。

ASEAN事務局長ロドルフォ・C.セベリノ・Jr 殿
ASEAN地域フォーラム参加国外務大臣殿

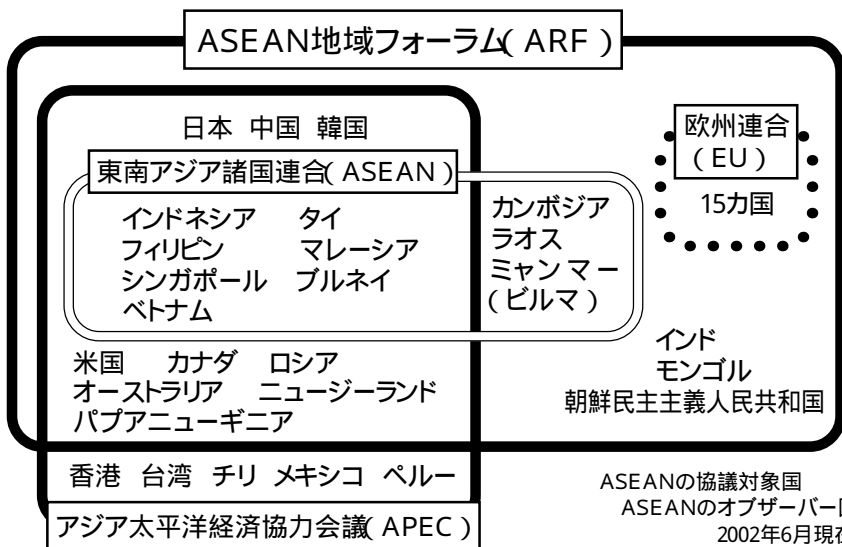
第9回ASEAN地域フォーラム(2002年7月
31日、ブルネイ、バンダル・スリ・ブガワン)について

です。これらの事件は、まさに、ARFの仕事に関係しています。「テロとの戦争」の名において、新たな軍事的緊張がARFの地理的範囲の中で起こってきています。前回のARFから一年の間に、世界最強の国によってARFをはじめとした多国籍間メカニズムが軽視されており、国際関

事務局長ならびに
外務大臣殿

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)を代表してお手紙を差し上げます。PCDSは、過去17年間にわたり、アジア太平洋地域の平和のために活動してきた調査、情報、支援のネットワークです。私たちはこの手紙を、東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局長および2002年7月31日にブルネイのバンダル・スリ・ブガワンにおいて開かれる第9回ASEAN地域フォーラム(ARF)に参加予定のすべての国の外務大臣にお送りしています。

2002年のARFは、9月11日および「対テロ戦争」の開始以来、はじめての会議



ARF参加国とその他の地域国際組織

係における危険な傾向がより顕著になってきています。「テロとの戦争」が、ARF発足以来人間の安全保障へ向けて獲得してきた成果、その壊れやすい成果を脅かす域内活動に対する便利な口実として利用されることがないことが、極めて重要であると私たちは考えます。軍事費や武器購入の増大、軍備管理と軍縮体制内に在る多国間主義と国際的規範の蔑視、国内での反対勢力や反体制派の抑圧、これらすべてを反テロの名のもとに行っている国をARFは強く非難しなければなりません。

ARFが、この著しい変化をとげるアジア太平洋地域における唯一の安全保障問題に関する政治的協議組織であるため、私たちはARFの仕事に強い関心を持ちつづけています。前回のARF会議以降に起こったできごとをめぐる状況によって、ARF過程はどっけ重要になりました。世界中で暴力的な紛争が起こり、強い影響力を持つ国による軍事的「解決」への依存が増加する時代において、ARFは非軍事的な安全保障組織を代表しています。この意味において、私たちは、第9回ARFが、その有効性の飛躍的向上のためにこの歴史的な好機をつかみ、人間の安全保障を妨げるのではなく作り上げていく積極的な方法を切望している世界に向けて、非暴力の国際関係モデルの役割を果たすべきと考えます。このようなリーダーシップは、近年ASEANでの議論において主題であった、ASEANのイメージ強化とも合致するでしょう。(略)

私たちは、ARFが地域安全保障問題において確固とした前進を得るために、以下の事項に関して貴職の注意を喚起し、今年のARFでの議論に含んでいただくことを望んでいます。

「法による支配」の 価値の再確認

私たちは、ARFのような多国間フォーラムは、相互信頼に基づいたときのみ前進できると考えます。1994年の第27回ASEAN外相会議で表明されているように、ARFの目的は「アジア太平洋に、より予測可能かつ建設的な関係のパターンをもたらす」ことにほかなりません。この点で、一旦は支持していたCTBT、京都議定書、ICC(国際刑事裁判所)条約への拒否に例証される、米国による国

際的な法的枠組みからの離脱の傾向は、ARFのまさに根幹をゆるがすものとして危険を告げています。この傾向を支えているのが、国際的な安全保障問題を解決する際の、法の支配ではなく軍事力への米国の依存です。したがって、私たちは、国際的な紛争の解決のためには、力の支配ではなく、法の支配の価値を再確認すること、そして信頼醸成から予防外交、そして紛争解決へとというARFの進化が、法に統治された多国間主義に基づいていることを宣言するようARFに対し強く要請します。

予防外交:柔軟な関与 の原則の採択

私たちは、2001年のARFが、2000年に最初提出された「予防外交の概念と原則」文書を採択したことで勇気づけられました。しかし、それがこの問題に関する単なる現状の「スナップ・ショット」にすぎないと評されている事実は、参加国の内政問題について自由に議論することへのARFの抵抗を明確に示しており、地域の安定を促進するというARFの力量に疑問を呈しています。「メンバー国の内政不干涉」の原則へのARFの継続的な固執は、国内紛争や抗争が地域的な影響をもたないように防止する能力に対して深刻な束縛となっています。「すべてのメンバー国にとって快適な」ペースでいくという警戒さは、この情勢にまったく適していません。私たちは、ARFにその発展の第3段階 - 紛争解決へのアプローチ - へと進んでいくよう要請します。

2000年のASEAN会議で、ARF議長が、変化する安全保障環境のなかで、純粹な「内政」問題とは何か、に関して再定義が必要と提案しました。私たちはこのような再定義を支持し、1999年のASEAN会議において促進され、ARFのメンバーが他のメンバー国の内政事項に関して自由に意見を述べるができることとする「柔軟な関与」の原則を支持しつづけます。私たちは、ARFを含む今年度のASEAN会議において、この原則の採択が促進されるよう要求します。

朝鮮半島の安定化に 向けた努力への支援

私たちは昨年、朝鮮半島の平和に関する私たちの楽観は弱まったと書きまし

た。その理由は、米新政権が、2000年のARF議長声明において概説され、2001年の声明で繰り返され、北朝鮮のARFへの参加に象徴されるようなさまざまな将来に向けたイニシアティブの重要性を、十分に尊重しないだろうとの懸念があったからです。残念なことに、今年に入りブッシュ政権が北朝鮮を「悪の枢軸」の一部であると烙印を押したことで、私たちの懸念はいっそう増大しました。私たちは、ARFに対し、朝鮮半島の安定を確実にするためのすべてのイニシアティブへの強い支持を再確認するよう要請します。同時に、対北朝鮮「強硬路線」政策が、現在進んでいる北朝鮮のARF参加など、2000年の重要な進展を害するものであると、米国を説得する能動的な策をARFが講じるよう要求します。

核軍縮の促進

2001年の議長声明は、「核軍縮における核保有国による系統的、革新的な努力の重要性」を強調し、「すべての国が核兵器完全廃棄の目標に向かって働くよう訴えました。私たちは、核兵器とその施設を近代化し、核使用のシナリオ(アジア太平洋の国に対する使用も含んでおり、そのような武器を国家の力の道具として正当化し続けることはARFにより明言されている目的に挑戦するものである)を廃棄させようとしている近年の米国の政策に懸念を抱いています。重ねて、私たちはARFが、地域安全保障に不可欠である大量破壊兵器の廃棄に向けた地球的運動への貢献の一端として、核軍縮と核不拡散に関する会期間(インターセッション)支援グループを召集することで、これらの目的への支持を強化するよう勧告します。

さらに、重要な進展は、2000年NPT再検討会議の最終文書において、2005年の再検討会議に向けて履行されるべき13項目の具体的な措置が採択されたことでした。これらの措置は、核保有国に対してのみではなく、NATO諸国、日本、オーストラリア、大韓民国にも関係しています。私たちは、すべての国に対し、これらの措置の遵守を言葉に出して求めるようARFに要求します。どっけ、包括的核実験禁止条約の早期発効に力が注がれるべきです。

4ページへつづく➡◆

有事法制・マエダ便

第7便

前田哲男

国会関与と文民統制

規定ない「国会の責務」

かんじんの国会審議が止まったままなので、法案のもつ問題点がいつに深められない。論戦の停滞が法案不成立(廃案あるいは継続審議)につながる「戦略的な利点」は十分承知した上で、しかし、稀代の悪法「武力攻撃事態法」に盛り込まれた問題点は指摘されつづければならぬだろう。論点の一つに国会関与のあり方がある。

法案第4条は「国は...組織及び機能のすべてをあげて、武力攻撃に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する」と規定し、「地方公共団体の責務」(第5条)、「指定公共機関の責務」(第6条)、「国民の協力」(第8条)を定めている。責務、協力の内容は、国による代執行や刑事罰、罰金を含む強大なものである。ただし、そこには「国権の最高機関」国会の責務は掲げられていない。なぜなのか。考えられる理由はただひとつ。政府の裁量権を確保し、「武力攻撃が予測されるに至った事態」におけるフリーハンドを得ておくためであろう。この意図的な「国会外し」=文民統制の蹂躪は、法案がもつ「首相の戦争権限法」としての性格をもっともよく際立たせる部分だ。戦争を始める判断=「対処基本方針の作成」は国会の事後承認ででき、終結の決定=「対処基本方針の廃止」の場合も、「国会に報告することですまされる」武力攻撃予測事態が「周辺事態と併存する場合がある」とみなす防衛庁長官の答弁と重ね合わせれば、その意味は重大である。自衛隊の海外派兵 集団的自衛権の行使が首相の手に握られることに直結するからだ。

イラスト:志水奈那子

留保付きの「国会承認」

なるほど、第9条には「国会の承認」が一応掲げられてはいる(第4項)。しかし同項末尾に「ただし、特に緊急の必要がある事前に国会の承認をもとめるとまがない場合」にはというif clauseが附加され、事後承認の可能性を政府判断に留保しているので、これを活用すれば当然活用するだろうが、アメリカの地域戦争に自衛隊が参加することに国会が異議をさしはさむのを妨げることににはならない。同時に、武力攻撃事態は、現行自衛隊法にある「防衛出動」と「防衛出動待機」の二つをひとまとめにした新たな有事概念であり、関連法案では出動待機の状態から「防衛召集」「展開予定地域への進出」「陣地の構築」などが認められる(自衛隊法改正案第77条の2)結果、自衛隊の部隊行動は国会に制約されることなく、地理的拡大のみならず活動開始の時間面でも大幅に前倒しされることになる。

しかも、この防衛出動下令前の状態において「防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官は、展開予定地域において当該職務を行うに際し...事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる」(第92条の3)とされているので、法律解釈上からは、民有地や地方公共団体の管理地に陣

地が構築されるのを拒む場合にも武器使用が認められる事態も生じる。もちろんリアリティの面では、「展開予定地域」をインド洋と読み、「防衛施設の構築」はミサイルの発射準備に読み替えるほうが自然だろうが。

国会で追求してほしいのはこれらの点である。なぜ国会の関与を制約するのか。なぜ従来なかった事前段階における範囲不定の部隊展開や対象不詳の武器使用権限を、国会抜きに行使できるのか、国会の権威と文民統制の見地から質していくことが求められる。

地方議会の意見書

長野県立科町議会が採択した「有事関連三法案に反対する意見書」(6.14)は次のように地方自治体の危惧を表明している。

政府は、「備えあれば憂いなし」とこの法律の必要性を説明してきましたが、国会の審議で明らかになったことは、武力攻撃を受けたときの「我が国」の定義が外国の領事館や航行中の艦船も含まれる、武力攻撃の「おそれ」や「発生が予測される事態」でもこの法制が発動されるなど、日本側の武力行使の要件が際限なく拡大され、先制攻撃にも道をひらくものとなっています。

信濃町議会の意見書(6.13)も同様である。

いまの国の動向は短兵急と言わざるをえない。地方自治体や国民の納得、理解が不十分なまま、有事関連三法案の成立が強行されるようなことがあってはならない。内容的にも手続的にも重大な問題点を含む、有事関連三法案の制定に強く反対するものである。

6月にはいって、こうした反対・撤回要求の意見書が全国の自治体で次々と議決されている。地方の風邪に国会議員は奮起すべきである。敵失による審議停滞を喜ぶのではなく、いまこそ魯迅の言葉を思い起こそう。「水に落ちた犬を打て。道義を解さない犬は、助け上げてもまた人に咬みつくだろうから」

(2002.6.24)

東南アジア非核地帯 (SEANWFZ)への加盟

私たちは再度、ARFメンバーである核保有国すべてが、東南アジア非核地帯条約議定書に遅滞なく署名するよう強く促すことをARFに対し要求します。核保有国がこの議定書を遵守することは、核軍縮に向けた意思の誠実さを具体的に証明し、インド・パキスタンをはじめとする核の熱望者に対して「誠実さ」の印しとなるでしょう。

これに関連して、ARFが、この地域における安全保障環境の改善のために、SEANWFZの有用性を増大させるイニシアティブを検討するよう私たちは再度勧告します。例えば、バングラディッシュとスリランカを包括するようなSEANWFZの西方への「拡大」の可能性に関して、これらの国との協議が奨励されるべきです。SEANWFZの「滲み出し」という考え方、すなわち近隣の核兵器国による戦術核兵器の使用または使用の威嚇を行わないという信用性を強化するために、非核地帯の外側でも境界線に近いところに配備されている核兵器を撤去することも検討されるべきです。SEANWFZの場合、こういった処置は、北側境界線に適用できるでしょう。

ARF 予防外交の 一つの可能性としての 東北アジア非核地帯 (NEANWFZ)の検討

東北アジア非核地帯を追求することは、ARFの任務と地理的範囲のなかにある予防外交の理想的な例となるのではないのでしょうか。このような試みは信頼醸成努力を基盤に、またそれと軌を一にして発展していくに違いありません。NEANWFZの設立に向けたプロセス自体が、関係国間の核をめぐる不信感を最小化し、核開発の競争的な拡大を防止する有効なメカニズムとなります。この意味で、原則的に、こういった努力はARFの「予防外交の概念と原理」と合致しています。

とくに、この地域における非核兵器保有国 - 韓国、北朝鮮、日本 - が中心と

なって構成される東北アジア非核地帯は、ARFのミッションにもあげられているこの地域の信頼醸成と予防外交に大いに貢献するでしょう。この取り決めは、この地域の核保有国 - - 中国、ロシア、米国 - - による消極的安全の保証が与えられることにもなります。

北朝鮮がARFに参加したことにより、この条約への潜在的な参加国がARFにすべて出席することになります。これが意味することは、ARFは今こそ、SEANWFZ設立に関連したASEANの専門的知識を有効活用し、こういった安全保障の選択肢に対する関係諸国による検討を促進するためのイニシアティブをとることができるということです。昨年、私たちは、この提案を詳細に検証したPCDSペーパー「現状報告：東北アジア非核地帯」(2001年4月)を皆さんにお送りしました。

国土ミサイル防衛(NMD) および戦域ミサイル防衛 (TMD)開発への異議

2001年の議長声明によれば、「ミサイル防衛システムの影響について」ARFで議論がもたれたとあります。これが2000年の議長声明と同じ表現であることから、私たちはARFがこの重要な問題を細部にわたり討議する段階に進んでいないことに懸念しています。2000年のARF議長が、報道記事のなかで、NMDとTMDは、ともに、アジアの信頼醸成にネガティブな影響を与える軍備増強であると認識し、また同時に、ARFの中にこれらの軍事兵器技術を好意的に見ているものはいないとの趣旨を伝えたことで、私たちは勇気づけられました。米国の新政権によるABM条約からの脱退計画と、2000年ARFの時に考えられていたものよりいっそう包括的な弾道ミサイルシステムの配備計画を考えると、可能な限りの強い言葉でこの不安定化をもたらす開発を明確に非難することは、ARFに課せられた義務であります。私たちが昨年書きましたように、この地域でのいくつかの国によるミサイル防衛システム開発への取り組みは、この地域内および世界中に新しい軍拡競争を引き起こし、核軍縮に向けた努力を傷つけるものであると私たちは考えます。

通常兵器と 軍事費の削減

戦略研究所の『軍事バランス:2001 - 2002』によると、2000年度のこの地域における軍事費の総額は、5パーセント以上も増加しました。2001年に、米議会調査局はその出版物「発展途上国への通常兵器取引:1993 - 2000」のなかで、発展途上国内での受け入れ上位10国のうち、6国がARFの参加国(インド、韓国、シンガポール、中国、北朝鮮、マレーシア)である、と報告しています。この増加は、アフリカの次に、世界の武力紛争の35パーセントを占める地域で起こっているのです。2000年に、この地域の5分の1の国の領内で、武力紛争が起こっています。私たちは、2001年のARFが小型武器の不法取引の問題を再び取り上げたことを評価しますが、このことは、地域での武器取引が栄え、軍事への資金の割り当てが過度であり続け、ゆえに地域の安全のよい保証となる社会的プログラムから限りある資源を転じている状況下では、より大きな問題の表面を引っかいたに過ぎないと考えます。軍事費の削減は、地域の安全保障構築に欠かせないものです。私たちは、重要な通常兵器の削減と軍事費の一般的削減の問題が、ARFの地域的安全保障の議題にあげられることを再度勧告します。

人間の安全保障の採択

私たちは、これまで8回出されたすべてのARF議長声明が、地域との関係で「人権」という言葉を使用していないことを残念に思います。私たちは、ARFに対し、この地域での人権および政治的権利の侵害について議論し調査する手続きを確立すること、そして、真の持続可能な人間の安全保障の重要な要素として、民主主義の発展の重要性を確認することを求めます。私たちは、地域的な人権メカニズムという考え方が1993年に提案されているのにもかかわらず、地域的なメカニズムへの必要な前身である、国内の人権委員会を設立したASEANメンバー国がほとんど存在しないことを懸念します。私たちは、ARFの安全保障の理解の中に、人権および政治的権利を含んだ「人間の安全保障」を包含することを奨励します。しかし、私たちは、国家

「オーボエ9」遅延のうえ実施

6月7日午後2時46分(現地時間)通算17回目の未臨界実験「オーボエ9」がネバダ核実験場で実施された。ローレンス・リバモア国立研究所の実験である。2001年12月13日の「オーボエ7」(リバモア研究所)2002年2月14日の「ピト」(ロスアラモス国立研究所。米英共同)に続くものである。今回は、当初発表から実施まで、二度の遅延発表があった。

最初は、6月3日付けの米エネルギー省・国家核安全保障局(NNSA)記者発表で、5日に実施されるとされた。次に、4日付の記者発表で、「技術的問題のため」遅れて実施されるとされた。さらに、5日の記者発表で、7日に実施されるとされた。

従来どおりこの実験が、「プルトニウムの物質特性に関する問題に答えるため」のものであること、また、地下核実験を行わずに貯蔵核兵器の安全性と

信頼性を維持する「備蓄兵器管理計画」のもとでの科学的データを集めるものであるという説明がくり返された。実験後、NNSA北ラスベガス事務所のケビン・ローラー・スポークスマンは、「監視機器からのデータによれば、実験が未臨界であった、すなわち持続的核連鎖反応は起こらなかったことが確認された」と述べた。

小泉首相は「理解」

日本では、福田官房長官の「非核三原則見直し」発言を受けて、核兵器問題が大きな焦点となっている中での実験だった。6月10日の衆議院有事法制特別委員会での集中審議では、次のようなやりとりがあった。

今川正美(社民):「日本時間で今月の8日、アメリカは再び臨界前核実験を行いました。これはCTBT

の手前も、核爆発までは伴わないといいいながらも、一番アメリカにとっての同盟国であり、友好国の総理大臣として、これから世界の核軍縮を進めていく上においても、やはりアメリカに言うべきことはきちんとおっしゃっていただく、臨界前核実験もやはりやめていただきたい、そういう具体的な言動が伴って初めて、大事な非核三原則の精神が生きてくるんではありませんか。」

小泉純一郎(総理大臣):「これは核軍縮という重要性を認識した中での実験であると私は理解しております。」

日本の非核自治体の多くは、従来同様、米国への抗議の声をあげた。日本非核宣言自治体協議会(会長・伊藤一長長崎市市長)は、「核態勢見直し(NPR)」が、「新たな小型核兵器の開発」を検討していると暴露されたことに触れて、実験に「厳重に抗議」する文書を8日午前に米大使館に送付している。

(川崎哲)

の自己利益を支えるための政治的道具として、または人々の安全というもっとも真正なる意味での「人間の安全保障」と一致しないような行動を正当化するために、しばしば国家によって用いられている人権レトリックには賛成しないことを強調したいと思います。

ARFの会期拡大および議論の範囲拡大

ARFがその揺籃期を過ぎ、第9回会議を迎えようとしている今、私たちはARFをいっそう本質的で適切な組織体にしていくための措置が講じられるべきであると信じます。そのため、私たちは一日行事であるARFを複数日にするよう勧告します。

ARFへの参加

5月20日の完全独立直後から、東チモールはASEANメンバーとしての地位を確保するための外交活動を開始し、今年のARFにおいては議長の特待ゲストとなるであろうと私たちは理解しています。私たちは、ASEANが東チモールへ

の支援を継続し、またARFへの完全なる参加を促進していくよう要求します。

ARF過程へのNGO参加の支持と履行

前回のお手紙にもあるように、私たちはARFのような国際的機関へのNGOの参加が重要であることを提起します。8年間の後、地域内にまたがり、地域社会への強い関わりを持つ私たちのようなNGOは、ARF過程の枠外に置かれています。ARFにおいて、「予防外交」や「紛争解決アプローチ」の意義と範囲に関する合意といった基本的問題がほとんど進展を見せていない現状を考えると、ARFは、仕事への新しい考え方やエネルギーを得ていくなど、より広い基盤を持つ非政府的なインプットから利益を得ることが大きいでしょう。さらに、ARF #8議長声明は、ミサイル防衛、CTBT、NPTなどの地域に大きく関係する問題において弱々しく、これらの諸問題に対して要求されるような集中的かつ持続的な注意が、ARFにおいて事実上向けられていないことを証明しています。ある意味では、ARFにおけるこの欠点は、ARF過程

への市民社会の参加の欠如と関連しているのではないのでしょうか。

ARFでは、トラックにおいて非政府組織の参加がありますが、他の国際的機関にあるように、ARF過程への民衆的グループの参加方法を開拓するため、ARFに強い関心のあるコミュニティに根ざしたアジア太平洋地域のグループとの対話を開始することは、有益なことであり、私たちが信じます。重ねまして、私たちはまず第一歩として、ARFとNGO間において、文書が公式に取り交わされること、また事務局の手によりNGO文書がARF参加国とARFのメディアに配布されることを勧告します。

私たちは、貴職が私たちの要請に耳を傾けてくださることに感謝いたします。ASEAN地域フォーラム第9回会合が、生産的で内容のあるものとなることを祈念いたします。

2002年5月15日
PCDS国際コーディネーター
梅林宏道
PCDS資料コーディネーター
パティ・ウィリス (訳:ピースデポ)

ビデオ

原子力空母母港の危険性 Part2 横須賀の環境はどうなる

内容:

- 1 急増する魚の異常
- 2 12号バースの工事の経緯
- 3 署名提出と市長回答
- 4 基地の住宅地でも土壌汚染発見される
- 5 アメリカの原子力空母の母港では
- 6 浮上した原潜の母港問題
- 7 横須賀市の取組みと原子力艦船防災マニュアルの問題点
- 8 原子力空母の母港は首都圏300万人に影響

収録時間33分/2002年5月製作

¥1500
送料込 ¥2000

パート1も好評
発売中!

製作・連絡先: 原子力空母の横須賀
母港問題を考える市民の会
〒238-0004
横須賀氏大滝町1-26清水ビル3F
呉東・小林法律事務所内
FAX: 0468-27-2731
TEL: 0468-27-2713

日誌

2002.6.6~6.20

(作成: 中原聖乃、竹峰誠一郎、中村桂子)

ABM = 対弾道ミサイルシステム / DOD = 米国防総省 / DOE = 米エネルギー省 / EEZ = 排他的経済水域 / NPT = 核不拡散条約 / NSC = 国家安全保障会議 / WP = ワシントン・ポスト / SCO = 上海協力機構 / START = 戦略兵器削減条約

- 6月6日 パジバイ印首相、パとの共同越境テロ監視を提案。パは拒否の声明。
- 6月6日 中口首脳会談。SCO強化を確認。
- 6月6日 福田官房長官、参院内閣委で、「原子力基本法とNPTがあり、我が国は核兵器を保有できない」と答弁。
- 6月6日 アーミテージ米副長官、ムシャラフ・パ大統領と会談。7日、パジバイ印首相と会談。
- 6月7日 DOE、ネバダ核実験場で未臨界実験「オーボエ9」を実施。通算17回目。(本誌参照)
- 6月8日 アフガン暫定政権後の枠組み決める最高意志決定機関、ロヤ・ジルガが開幕。13日、ハミド・カルザイ議長を国家元首に選出。
- 6月8日 パウエル米副長官、ムシャラフ・パ大統領、シン印外相と電話会談。
- 6月10日 米司法長官、5月に逮捕のアルカイダ・メンバー1人が、米首都で「汚い爆弾」使ったテロを計画していたと発表。15日に協力者1名逮捕。
- 6月10日 米NSCが、大量破壊兵器保有の敵国やテロ組織への先制攻撃も辞さないとする新戦略ドクトリンを計画中、とWPが報道。
- 6月10日 米大統領、イスラエル首相と会談。
- 6月10日 印政府、バ機の印領空通過を解禁。
- 6月10日 衆院有事法制特別委、「非核三原則」見直し発言に関する集中審議。
- 6月11日 印政府、パ沖に展開中の印軍艦船5隻に帰港命令。駐パ大使の新たな任命も発表。
- 6月11日 米民主党議員、議会の承認ないABM条約脱退は違憲として大統領らを提訴。
- 6月11日 駐日韓国大使、「非核三原則」発言に、「長官が自ら三原則を確実な国家の方針と述べたため、この問題はいったん整理された。」
- 6月11日 防衛庁、リスト作成問題をめぐり内部調査の報告書を発表。
- 6月12日 G8外相会議、包括テロ防止条約と核

- テロ防止条約の締結への努力で一致。
- 6月12日 ラムズフェルド米国防長官、印首相と会談。13日、パ大統領らと会談。
- 6月13日 ABM条約が失効。米大統領、ミサイル防衛配備への決意を表明。
- 6月13日 DOD、ハワイ上空で、海上発射による弾道ミサイル迎撃実験を実施。成功と発表。
- 6月14日 日外務省、米ABM脱退を受け、START 履行義務を公式に放棄する声明を発表。
- 6月14日 パ・カラチの米総領事館前で、自爆テロ。11人が死亡、米海兵隊員ら45人が負傷。
- 6月15日 DOD、米アラスカ州フォートグリーリーでABM用のサイロの建設工事に着手。
- 6月15日付 イスラエルが入手した3隻の潜水艦に、核搭載可能な新型巡航ミサイルが配備、と米元政府関係者。WP報道。
- 6月17日 パジバイ印首相、パとの関係において、一時核戦争の準備もしていたと明言。
- 6月18日 日中両政府、昨年12月に中国のEEZで沈没した不審船の引き揚げ実施で合意。
- 6月18日 日米韓3カ国の政策調整会合、北朝鮮脱出者の人道的解決を求める共同声明発表。
- 6月19日 アフガニスタン移行行政権発足。
- 6月20日 フェルナンデス印国防相、「パからのイスラム武装勢力の越境テロがほぼ終息した。」

沖縄

- 6月6日 恩納村議会、「象のオリ」移設工事で、建設位置変更求めた意見書案を可決。7日、山崎那覇防衛施設局長、これに対し、「変更はない。」
- 6月11日 下地幹郎衆院議員、10日までに、普天間代替施設の建設中止、嘉手納との統合提案など盛り込んだ報告書をまとめる。
- 6月12日 県議会6月定例会開会。
- 6月12日 米会計検査院、米軍国外演習の制約に関する報告書で、「沖縄演習は制約多い。」
- 6月12日 川口外相、G8会合で、パウエル米副長官に、「15年問題の」早期実現目指したい。」
- 6月13日 ウィリアムズ海兵隊副司令官、知事に「基地負担軽減へ可能な限り努力したい。」
- 6月13日 日米合同委、キャンプ瑞慶覧内の高層住宅などを米側へ提供することで合意。
- 6月13日 新嘉手納爆音訴訟第12回口頭弁論。
- 6月20日付 米・タイ・シンガポール合同軍事演習「コブラゴールド2002」に、県内研究機関の2職員が「NGO枠」で参加していたと判明。
- 6月20日付 キャンプ瑞慶覧の生活污水が、基

新刊案内

有事法制・マエダ便をもとにした「岩波ブックレット」ができました。

有事法制 何がめざされているか 前田哲男著

- ・動き出した有事法制
- ・有事法制とは何か
 - - 組み替えられる国家システム
- ・なぜいま有事法制なのか
- ・私たちにできることは何か

発行: 岩波書店
定価: ¥480+税
書店にてお求めください。

地外の北谷町玉上に漏れ、白比川に流出していたと明らかに。
6月20日 普天間一部土地の強制使用手続きで、公告縦覧始まる。

今号の略語

- ABM = 対弾道ミサイルシステム
- APEC = アジア太平洋経済協力会議
- ARF = ASEAN地域フォーラム
- ASEAN = 東南アジア諸国連合
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- EU = 欧州連合
- ICC = 国際刑事裁判所
- NATO = 北大西洋条約機構
- NEANWFZ = 東北アジア非核地帯
- NMD = 国土ミサイル防衛
- NPT = 核不拡散条約
- SEANWFZ = 東南アジア非核地帯
- TMD = 戦域ミサイル防衛

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。)

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、志水奈那子、竹峰誠一郎、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、前田哲男、梅林宏道